

# 屋外広告物ガイドラインを策定しました

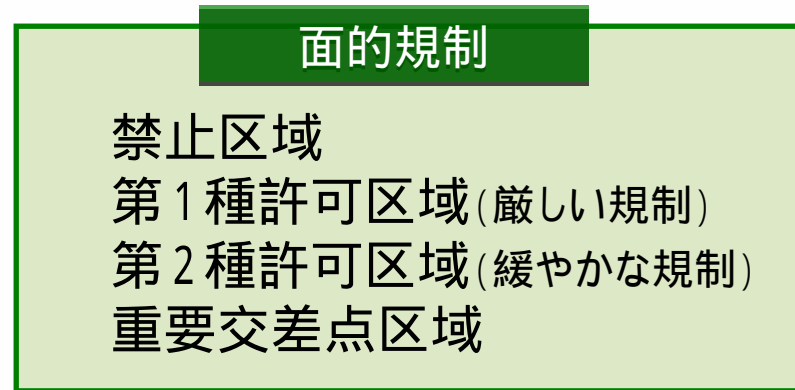
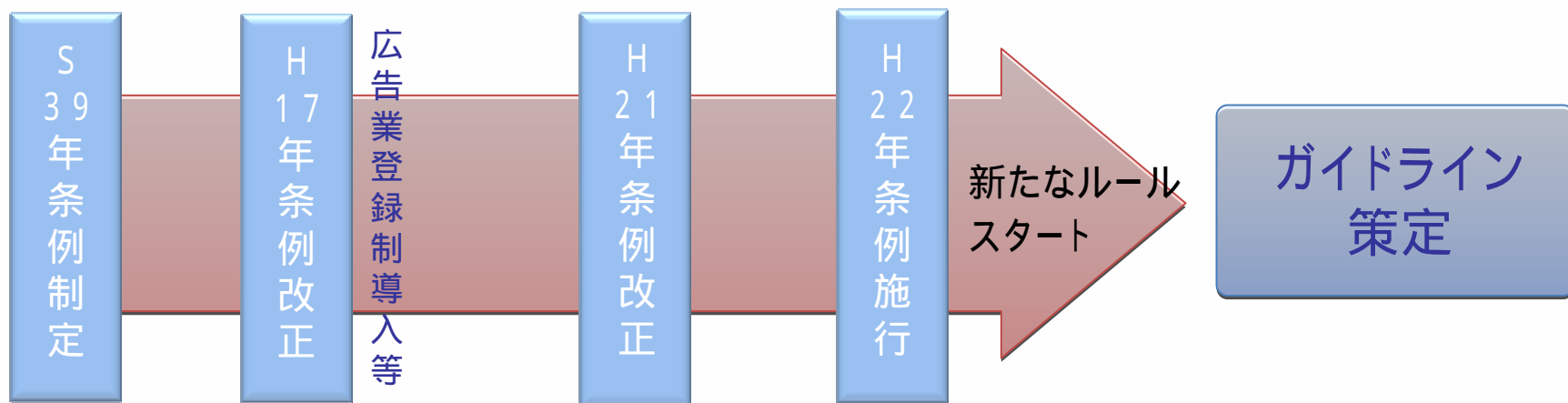
優良な屋外広告物を目指して



## 全国で初めて、対象者別に策定しました！

1. 広告主向け (対象 / 事業主)
2. 専門家向け (対象 / 屋外広告業者、建築士等の方)
3. 県民向け (対象 / N P O、C S O、小学生等)

# 屋外広告物に対する取組の流れ



屋外広告物が景観の主要な要素であることから、良好な景観を保全するため、線的規制を抜本的に見直し、県内全域を対象とする面的規制を導入

今後は、規制を強化するとともに、ガイドラインにより優良な広告物へ誘導

# 1. 広告主向け

地域から愛されるお店づくり  
～佐賀県屋外広告物ガイドライン～

屋外広告物のあり方に対する理解を深め、屋外広告物を優良なものへ誘導します！



商工会、医師会等各団体を通じて配布

対象者

事業主

パチンコ店、病院、クリニック、  
全国チェーン店（衣料、薬局）等

ポイント

屋外広告物づくりの要点を写真で分かりやすく解説

- ・効果的な屋外広告物
  - ➡ 地域に親しみ、信頼を感じさせるもの
- ・イメージを悪くする屋外広告物
  - ➡ まわりの景観を損なうもの

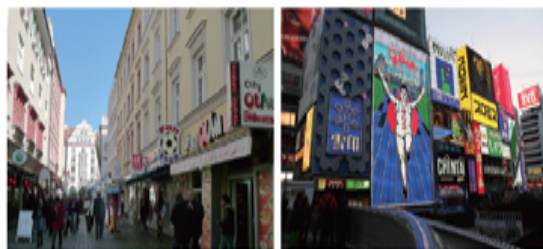
作成部数 8,000部

## 2. 専門家向け

佐賀県屋外広告物ガイドライン  
～ルールとモラルでつくる魅力的な景観づくり～

デザインに対する意識向上を図り屋外広告物を景観に配慮したものへ誘導します！

賑やかなまち・まちづくりなどの調和



賑やかな屋外広告物が  
まちなかを彩る

無秩序に設置するのではなく  
調和する目的の広告物との関係や  
自覚感を持って設置を行います。

賑やかなエリアには景観的配慮が  
求められており、景観的配慮が  
ありながら、景観的配慮が  
ありながら設置を行います。



統一した屋外広告物が  
まちなかをつくる

それぞれの地域の屋外広告物の  
特徴、素材、色調等を統一すること  
により、そのまちのイメージを  
つくりだします。  
景観はそのまちに入ったことが  
自然に感じられ、良いイメージは  
高い評価を得られます。



屋外広告は個性あるまちづくり  
の取り組みに一致を創う

まちづくりのテーマ、コンセプトを  
明確にしイメージを統一します。  
地域の素材を使用する。  
景観や色調を調和させることで  
まちを創ります。  
まち全体のイメージアップは  
個々の店舗のイメージアップにも  
つながります。

県屋外広告美術協同組合、建築士会等  
各団体を通じて配布

### 対象者

屋外広告業者、デザイン制作者  
建築士、建設業者 等

### ポイント

- (1) デザインする上で必要な要点を分かりやすく解説
  - ・ 周辺環境との調和
  - ・ デザインの手法
  - ・ 基礎的データ
- (2) 写真を多く使って、理解しやすい体裁とした

作成部数 6,000部

こちよいまちをつくるためにどうしたらいいか  
考えてみましょう

～佐賀県の看板・屋外広告物の新しいルール～

## 3. 県民向け

屋外広告物に対する関心を高め景観づくりの機運を醸成します！



NPO、CSO、県内小学校の4～6年生の各クラスに配布

### 対象者

まちづくり活動を行っているNPO、CSO  
小学生、教育関係者 等

### ポイント

まち歩き、景観教育のツールとして策定

- ・ すてきな看板、きれいな看板  
を探すことから、住みよいまち  
を考えるきっかけづくりを提案

作成部数 4,000部

# ガイドライン策定の目的

屋外広告物は

情報を伝える媒体  
景観の重要な要素 であることから

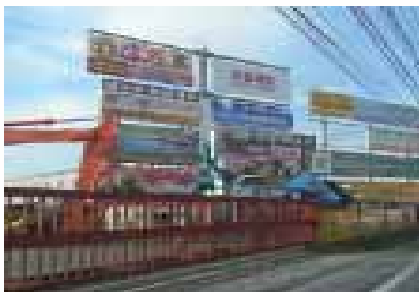
情報の発信者、受け手双方にとって、優良な屋外広告物のあるべき姿を示す指針として策定

例



地域の景観  
との調和

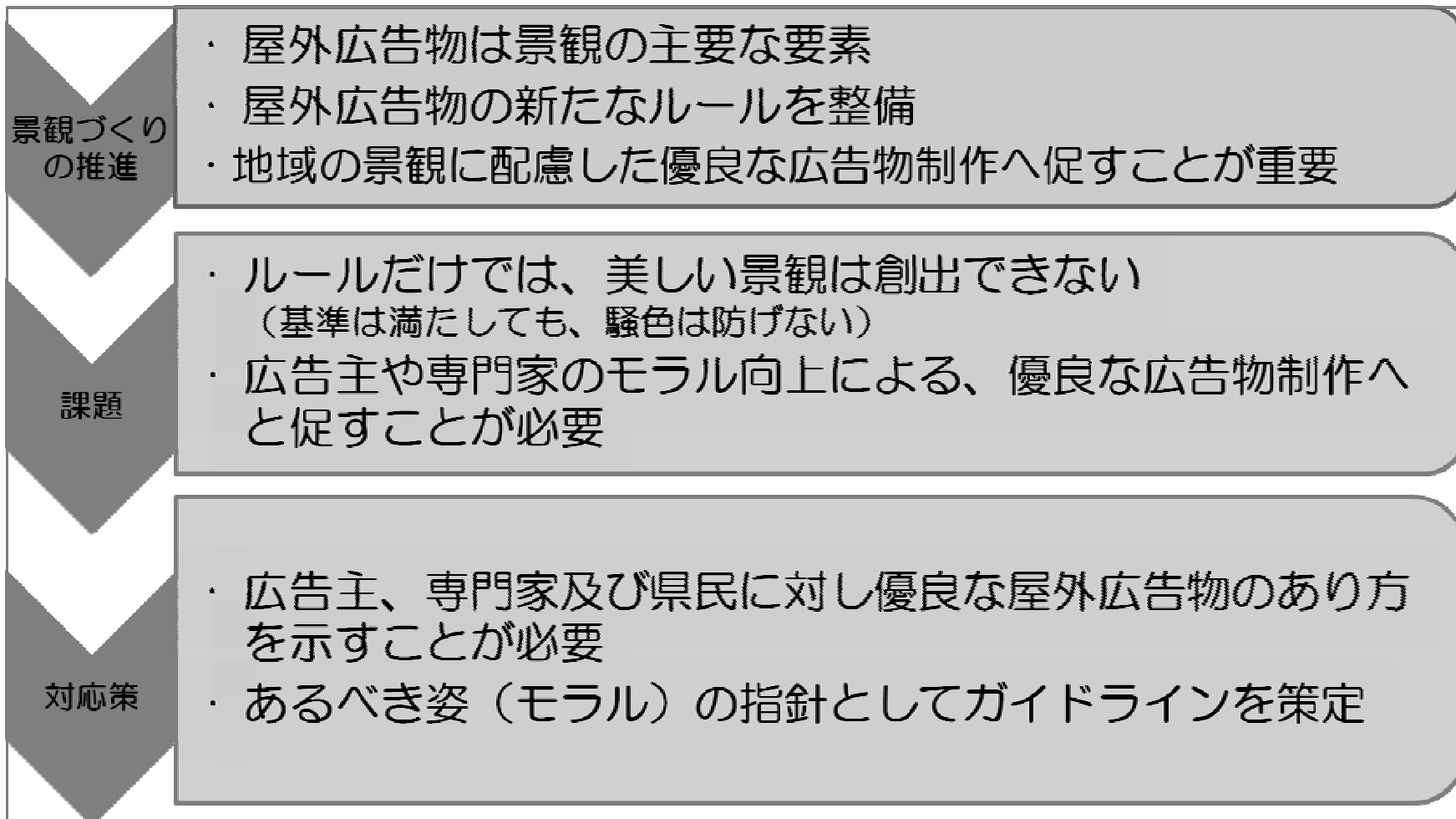
まちの個性、賑わいづくりに寄与し、魅力的な景観を創出



無秩序  
な氾濫

自然やまちの景観を醜くする

# ガイドライン策定の背景





美しい景観は県民の共有財産です。  
ルールとモラルにより、屋外広告物を優良なものへ誘導し  
美しい景観づくりを推進しましょう。



お問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部 まちづくり推進課 『屋外広告物』担当

TEL: 0952 - 25 - 7326

E-mail: [machidukuri@pref.saga.lg.jp](mailto:machidukuri@pref.saga.lg.jp)